



放電灯安定器（蛍光灯を除く）— 性能要求事項

JIS C 8119 : 2008

(JELMA/JSA)

平成 20 年 7 月 20 日 制定

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本工業標準調査会標準部会 電気技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員会長)	小田 哲治	東京大学
(委員)	池田 久利	IEC/SB1 委員 (株式会社東芝 電力・社会システム社)
	石塚 祥雄	社団法人日本原子力産業協会
	大石 奈津子	財団法人日本消費者協会
	香川 利春	東京工業大学
	亀田 実	社団法人日本電線工業会
	近藤 良太郎	社団法人日本電機工業会
	坂下 栄二	IEC/ACOS 委員 (技術協力安全センター)
	佐々木 喜七	財団法人日本電子部品信頼性センター
	佐藤 政博	財団法人電気安全環境研究所
	島田 敏男	社団法人電気学会
	高橋 健彦	関東学院大学
	千葉 信昭	社団法人電池工業会 (東芝電池株式会社)
	恒川 真一	社団法人日本電球工業会 (東芝ライテック株式会社)
	徳田 正満	武藏工業大学
	中村 祐之	社団法人日本電機工業会
	能見 和司	電気事業連合会
	飛田 恵理子	東京都地域婦人団体連盟
	福田 和典	社団法人日本配線器具工業会 (東芝ライテック株式会社 電材照明社)
	山田 秀	筑波大学
(専門委員)	安藤 栄倫	財団法人日本規格協会

主務大臣：経済産業大臣 制定：平成 20.7.20

官報公示：平成 20.7.22

原案作成者：社団法人日本電球工業会

(〒100-0006 東京都千代田区有楽町 1-7-1 有楽町電気ビル北館 TEL 03-3201-2641)

財団法人日本規格協会

(〒107-8440 東京都港区赤坂 4-1-24 TEL 03-5770-1571)

審議部会：日本工業標準調査会 標準部会（部会長 二瓶 好正）

審議専門委員会：電気技術専門委員会（委員会長 小田 哲治）

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 基準認証ユニット環境生活標準化推進室（〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1）にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第15条の規定によって、少なくとも5年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
序文	1
1 適用範囲	1
2 引用規格	2
3 用語及び定義	2
4 試験上の一般的注意事項	2
5 表示	3
6 複数の定格入力電圧をもつ安定器	3
7 回路力率	3
8 入力電流	3
9 電流波形	3
9.1 入力電流波形	3
9.2 ランプ電流波形	3
9.3 試験手順	4
10 磁気遮へい	4
11 イグナイタ	5
12 高圧水銀灯安定器の電気的要件	5
12.1 ランプ電力、ランプ電流及びランプ電力変動率	5
12.2 短絡電流	5
12.3 無負荷電圧（安定点灯のための最低電圧）	5
13 低圧ナトリウム灯安定器の電気的要件	6
13.1 ランプ電流	6
13.2 短絡電流及び立ち上げ条件	7
13.3 無負荷電圧（安定点灯のための最低電圧）	7
14 メタルハライド灯安定器の電気的要件	7
14.1 ランプ電力、ランプ電流及びランプ電力変動率	7
14.2 短絡電流及び立ち上げ条件	8
14.3 無負荷電圧（安定点灯のための最低電圧）	8
15 高圧ナトリウム灯安定器の電気的要件	9
15.1 ランプ電力	9
15.2 短絡電流	9
15.3 無負荷電圧	9
附属書 A（規定）試験用安定器	10
附属書 B（規定）試験用ランプ	12
附属書 C（規定）試験の一般的要件	14
附属書 D（規定）高圧ナトリウムランプにおける安定器出力特性及びランプ電流波形の測定法の説明	16

ページ

附属書 E (参考) 熱的保護機能付き独立形安定器の説明	18
附属書 JA (参考) 検査	19
附属書 JB (参考) 製品の呼び方	21
附属書 JC (参考) JIS と対応する国際規格との対比表	22
解 説	25

まえがき

この規格は、工業標準化法第12条第1項の規定に基づき、社団法人日本電球工業会(JELMA)及び財団法人日本規格協会(JSA)から、工業標準原案を具して日本工業規格を制定すべきとの申出があり、日本工業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が制定した日本工業規格である。

これによって、**JIS C 8119-2:1999** は廃止され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願、実用新案権又は出願公開後の実用新案登録出願に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本工業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願、実用新案権又は出願公開後の実用新案登録出願に係る確認について、責任はもたない。

白 紙

(4)

著作権法により無断での複製、転載等は禁止されております。

放電灯安定器（蛍光灯を除く）－性能要求事項

Ballasts for discharge lamps (excluding tubular fluorescent lamps)－
Performance requirements

序文

この規格は、2006年に第3版として発行されたIEC 60923を基に作成した日本工業規格であるが、技術的内容を変更して作成した日本工業規格である。

対応国際規格には、適用範囲として高圧水銀ランプ、低圧ナトリウムランプ、高圧ナトリウムランプ、メタルハライドランプなどの放電灯用安定器を含んでおり、日本工業規格としてこれらランプを包含し、タイトルを“放電灯安定器”とした。

なお、この規格で側線又は点線の下線を施してある箇所、附属書JA及び附属書JBは、対応国際規格の規定内容を変更した事項又は対応国際規格にはない事項である。変更の一覧表にその説明を付けて、附属書JCに示す。

1 適用範囲

この規格は、JIS C 7604に規定する高圧水銀ランプ、JIS C 7610に規定する低圧ナトリウムランプ、JIS C 7621に規定する高圧ナトリウムランプ及びJIS C 7623に規定するメタルハライドランプを点灯する磁気回路式放電灯安定器のうち、定格周波数50 Hz又は60 Hzの1 000 V以下の交流電源で定格二次電圧が1 000 V以下で、一般的の場所で使用するもの（以下、安定器という。）の性能要求事項について規定する。箇条11までは一般的な要求事項を規定し、箇条12以降は、各放電ランプごとの安定器の性能要求事項について規定する。

この規格は、完成した安定器、リアクタ、トランス、コンデンサなどの構成部品についても適用する。

この規格の試験は、形式試験である。製造中の個々の安定器の試験に対する要求事項は、含まない。

注記1 あるタイプの放電ランプは、イグナイタを必要とする。

注記2 直列コンデンサを組み込む又は組み合わせて使用する安定器に関する規格の範囲は、検討中である。

注記3 蛍光灯安定器は、JIS C 8118に規定する。

注記4 照明器具、及び独立形ランプ制御装置のような製品には、入力電流の高調波抑制に関する規制がある。照明器具内のランプ制御装置も他の部品とともにこれらの規制に準じなければならない。

注記5 この規格の対応国際規格及びその対応の程度を表す記号を、次に示す。

IEC 60923:2006, Auxiliaries for lamps—Ballasts for discharge lamps (excluding tubular fluorescent lamps)—Performance requirements (MOD)

なお、対応の程度を表す記号(MOD)は、ISO/IEC Guide 21に基づき、修正していることを